

さくら通信

4月号

2026年4月
No.256

発行
さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
㈱さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

スキー



確定申告で忙しくなる前にと、家族でスキーに行ってきました。場所は大山で、今年は大雪でスキー場の積雪量は例年より多かったのですが、当日は気温が高く、道中はまったく雪の心配はありませんでした。

スキー自体は、何となく滑ることができるのでとても楽しかったのですが、翌日から太ももとふくらはぎがひどい筋肉痛に見舞われました。先月、筋トレの話を書いておきながら、スキーで使う筋肉はあまりトレーニングできていなかったようです。やはり使う筋肉が違うのでしょうか。

(孝志洋)

令和8年度税制改正 消費税インボイス制度の経過措置の改正

令和8年度(2026年度)税制改正における消費税の経過措置に関する見直しは、インボイス制度の社会的定着と、急激な負担増を抑える「激変緩和」を目的としています。主要な改正点は以下の2点です。

1. 小規模事業者に対する「2割特例」の終了と「3割特例」の創設

免税事業者からインボイス発行事業者(課税事業者)になった小規模事業者の負担を軽減する「2割特例」が、個人事業主に限り、実質的に延長・再設計されます。

「2割特例」の終了: 現行の2割特例は令和8年9月30日の属する課税期間をもって終了します。法人は予定通りここで終了となります。

「3割特例」の創設(個人事業者限定): 事務負担への配慮から、個人事業者については、令和9年および令和10年の2年間に限り、納税額を売上税額の3割(7割控除)とすることができる新たな経過措置が講じられます。

簡易課税への移行: この3割特例の適用を受けた事業者は、適用期間終了後に簡易課税制度へ円滑に移行できるよう、届出に関する特例も整備されます。



2. 免税事業者等からの仕入れに係る税額控除の段階的縮減(期間延長)

インボイスを発行できない免税事業者等からの仕入れについて、一定割合を控除できる経過措置は、当初の予定より適用期間が2年延長された上で、控除率がより緩やかに縮小されます。

新たな控除率のスケジュール:

令和8年(2026年)10月1日 ~ 令和10年9月30日: 70%控除(当初予定の50%から引き上げ)

令和10年(2028年)10月1日 ~ 令和12年9月30日: 50%控除

令和12年(2030年)10月1日 ~ 令和13年9月30日: 30%控除

制度終了: 令和13年(2031年)9月末をもって完全に終了します。

租税回避防止のための「上限額」設定: この経過措置を悪用した課税逃れを防止するため、一の免税事業者等からの仕入れ額の上限が、現行の年間10億円から1億円に大幅に引き下げられます。この制限は、令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。



(大寺)

資産税係 令和8年度税制改正～不動産小口化商品に関する評価方法の改正

【不動産小口化商品に関する評価方法改正のお知らせ】

不動産小口化商品(任意組合型等)について、令和9年1月1日以降の相続・贈与から新しい評価方法が適用され、原則として「事業者の示す適正な処分価格・買取価格」「売買実例価額」「定期報告書記載の不動産価格」等を基に、原則として時価評価となり、従来のような大幅な評価圧縮は困難となります。これまで不動産小口化商品は、購入価額より非常に低い価額で評価できるケースもあり、相続税対策として非常に人気がありました。しかし、改正後は従来のような評価額の圧縮は不可能になります。



不動産小口化商品については、取得時期に関わらず令和9年以降は時価評価が強制される可能性が高いため令和8年中の贈与を検討される方もいらっしゃると思います。

しかし、令和8年中の贈与であっても、「総則6項」により時価評価と認定される可能性があるため注意が必要です。「総則6項」とは「この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。」と定めています。特に、相続直前の駆け込み贈与で、明らかに租税回避目的と認められる場合は否認される可能性があります。贈与には合理的な理由(事業承継、収入確保など)を持たせることが重要です。

(坂田)

社会保険 【凝縮版】2026年 労働・社会保険関係改正

★ 2026/2/16開催 さくら合同事務所研修会より【2026/1/31現在】★

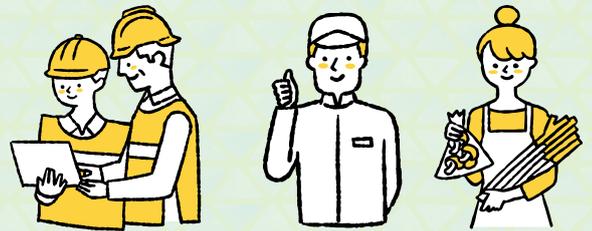
I. 雇用保険

1. 雇用保険料率(2026/4/1変更・0.1%引下げ)

- 一般・労働者 5/1000・事業主 8.5/1000
- 建設・労働者 6.0/1000・事業主 10.5/1000
- 農林、水産・労働者 6.0/1000・事業主 9.5/1000

2. 適用対象者の拡大(2028/10/1)

- ① 週所定労働時間 現行「20時間以上」→「10時間以上」
- ② 賃金支払い基礎日数「11日以上」→「6日以上」又は 賃金支払い基礎時間「80時間以上」→「40時間以上」



II. 社会保険

1. 社会保険料(労使折半)

- (1) 健康保険料率(2026/3) 徳島県 10.24% (↓0.23%)
- (2) 介護保険料率(2026/3) 1.62% (↑0.03%)
- (3) 厚生年金保険料率18.30%(変わらず)

(4) 子ども・子育て支援金率 0.23% (2026/4新設)

- (2028年度0.4%予定)
- 子ども・子育て支援金の還元先
 - ・ 児童手当の拡充
 - ・ 出生後休業支援給付
 - ・ 育児時短就業給付
 - ・ こども誰でも通園制度

2. 年金関係改正

(1) 在職老齢年金(支給停止額)(2026/4)(※)

- ・ (基本月額+総報酬月額相当額) ≤ 65万円(65歳未満も65歳以上と同じ) → 支給停止額0円

(2) 遺族年金の見直し(2028/4～)

- ・ 遺族厚生年金の5年有期化(男女差解消のため)
- ・ 子の遺族基礎年金の支給停止の廃止等

3. 健康保険・厚生年金保険の適用拡大

(1) 130万円の壁

(原則) 60歳未満の人が家族の健康保険の被扶養者として認定を受けられる基準となる年収額(60歳以上・障がい者は180万円未満)

(例外) 19歳以上23歳未満 150万円未満に(2025/10～) 扶養認定日が属する年の12/31時点の年齢で

(2) 106万円の壁 2024/10/1～被保険者の総数51人以上適用

- ① 条件
 - ◎ 所定労働時間20時間以上/週
 - ◎ 雇用期間2ヵ月超の見込み
 - ◎ 学生でない
 - ◎ 賃金月額8.8万円以上(賃金要件は2026/10頃までに撤廃予定)
- ② 企業規模要件
 - 2027/10 → 36人以上
 - 2029/10 → 21人以上
 - 2032/10 → 11人以上
 - 2035/10 → 全て対象

4. 被扶養者認定の改正(2026/4～)

労働契約で定められた賃金から見込まれる年収をもとに認定(書類の添付・本人の申し立て)

III. その他

1. 最低賃金(2026/1/1～) 1,046円(徳島県)

2. 障害者の法定雇用率の変更 民間企業2.5%(40.0人以上) → 2026/7 2.7%(37.5人以上)

3. 安衛法改正(2025/5～2028)

- ① 個人事業者等の安全衛生対策の推進
- ② 職場のメンタルヘルス対策の推進(2028/5頃までに施行) ストレスチェック(現在50人以上の事業場) → 精神障害の労災認定増加 → 人数問わず義務化
- ③ 化学物質による健康障害防止対策等の推進
- ④ 機械等による労働災害防止の促進等
- ⑤ 高年齢労働者の労働災害防止の推進
- ⑥ 治療と仕事の両立支援の推進

(※) さくら通信(令和8年1月号)・社会保険欄・年金支給停止調整額を62万円と記載しました。

この額は令和7年6月13日に成立しましたが、最終的に賃金、物価の変動を考慮し、令和8年1月下旬に65万円に変更決定されました。

(竹内政代)

「ケガの保険」とは、一般的に傷害保険と呼ばれるもので、急激・偶然・外来の事故によるケガを補償する損害保険の一種です。病気を補償する医療保険とは異なり、事故による治療や入院・通院に対して、あらかじめ契約した定額の保険金が支払われます。

1. 補償の対象となる「ケガ」の条件

傷害保険が適用されるには、以下の3つの条件をすべて満たす必要があります。

- 急激：突発的に発生し、原因から結果まで時間がないこと（例：転倒）。
- 偶然：予期できず、自分の意志ではないこと。
- 外来：体の外からの作用によること。

スポーツやレジャーの機会が多い人や高齢の人等、日常生活のケガに対するリスクを軽減するための保険なので、生活スタイルやリスクに応じた補償内容を選ぶことが重要です。

2. 主な補償内容

- 入院・通院保険金：日数に応じて日額（例：通院1日3,000円など）を支給。
- 手術保険金：所定の手術を受けた際に支給。
- 死亡・後遺障害保険金：事故から一定期間内に死亡または後遺障害を負った場合に支給。

(さくらビジネス)

会計制度 新リース会計基準⑤ リース期間の検討

リースを識別した後、まずはリース期間の検討をします。リース期間は、解約不能期間に、行使することが合理的に確実な延長オプションの期間と、行使しないことが合理的に確実な解約オプションの期間を、加算して決定します。単純な契約期間や解約不能期間では決定できず、延長や解約の可能性を考慮して見積ることが必要です。

ポイントは、リースごとに「合理的に確実」なのかを判定することです。新リース会計基準では「合理的に確実」について、「蓋然性が相当程度高い」ことを示すものである点が明確化されており、判定においては過去の実績ではなく、経済的インセンティブを生じさせる要因を考慮する必要があります。経済的インセンティブを生じさせる要因には、例えば、次の①～⑤のような要因が含まれます。

- ①延長または解約オプションの対象期間に係る契約条件（リース料、違約金、残価保証、購入オプションなど）
- ②大幅な賃借設備の改良の有無
- ③リースの解約に関連して生じるコスト
- ④企業の事業内容に照らした原資産の重要性
- ⑤延長または解約オプションの行使条件



(孝志茜)

4月の社会保険労務

- 4月30日
- 労働者死傷病報告書の提出<休業4日未満1月～3月分>（労働基準監督署）
- 健保・厚年の保険料納付（郵便局または銀行）
- 預金管理状況報告（労働基準監督署）
- 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付（使用）状況報告書提出（年金事務所・公共職業安定所）

- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者（誕生月を迎える者）現況届
- 旧国民年金（老齢・通老）受給権者（誕生月を迎える者）現況届

※世界保健デー（7日）



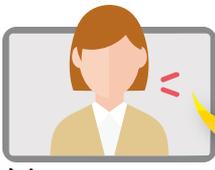
4月の税務

- 4月10日
- 1. 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 4月15日
- 2. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出
4月1日現在で給与の支払を受けなくなった者があるときは4月15日までに関係の市町村長に要届出
- 4月30日
- 3. 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
- 4. 2月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税>
- 5. 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 6. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 7. 8月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>（半期分）

- 8. 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 9. 消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（12月決算法人は2か月分）<消費税・地方消費税>

■ 4月中において市町村の条例で定める日

- 10. 軽自動車税（種別割）の納付 賦課期日…4月1日
- 11. 固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付
- 4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間
- 12. 固定資産課税台帳の縦覧期間
- 市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの期間等
- 13. 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出



研修会 WEB配信のご案内

2026.02.16 at
徳島県教育会館

令和8年2月16日(月)に開催いたしました、弊社主催の研修会にご参加いただきまして、誠にありがとうございました。今回の内容が皆さまのご活躍の一助となれば幸いです。

研修会の動画と資料をホームページ及びYouTubeに掲載予定です。



★「労働・社会保険関係 改正のポイント」
さくら社会保険労務士法人 社会保険労務士 竹内 政代

★「令和8年度税制改正大綱のポイント」
さくら税理士法人 公認会計士・税理士 大寺 健司



<http://www.skr39.co.jp/>



新入職員紹介

川久保 燎

4月からさくら税理士法人に新卒社員として入社いたしました、川久保燎(かわくぼ りょう)と申します。

昨年の8月よりアルバイトとして勤務させていただいており、このたび正式に入社いたしました。大学院では研究活動に取り組みながら、会計や簿記を学び、その中で税務や実務に興味を持つようになりました。

趣味は旅行で、知らない土地を訪れたり、その土地ならではの食事を楽しんだりしています。最近旅行に行けていないので、もしおすすめの場合があれば、ぜひ教えていただけると嬉しいです。また、友人と飲みに行って気分転換をする時間も大切にしています。

日々の業務を通して、着実に仕事を身に付けていきたいと思っています。至らぬ点も多いかと思いますが、誠実に取り組んでいきますので、どうぞご指導のほどよろしくお願いいたします。



エジプト紀行!!

令和7年12月29日羽田発ドバイ経由でカイロ到着。ピラミッド、スフィンクス等を観光。思った以上に壮大。見上げて感動。子供の頃からの念願の旅。78歳で実現。クフ王のピラミッドの内部見学は辞退。年は取りたくないものだ。妻は元気に完歩。石を拾いたかったが止めた。

その後、アブシンベル神殿、アスワン・ハイダム、ルクソールと回り、大エジプト博物館でツタンカーメン王の黄金のマスク。大混雑だったがこれだけはしっかりと見学。

気候温暖。食事は何処も美味しかった。

新年1月4日関空帰着。エコノミークラスでの往復30時間。正直疲れた。

(竹内)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
㈱さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ : <https://www.skr39.co.jp/>
Eメール : kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL : 088-625-2556
FAX : 088-654-1181

発行